

新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び
異常渇水時の緊急水の補給対策案の意見聴取結果について

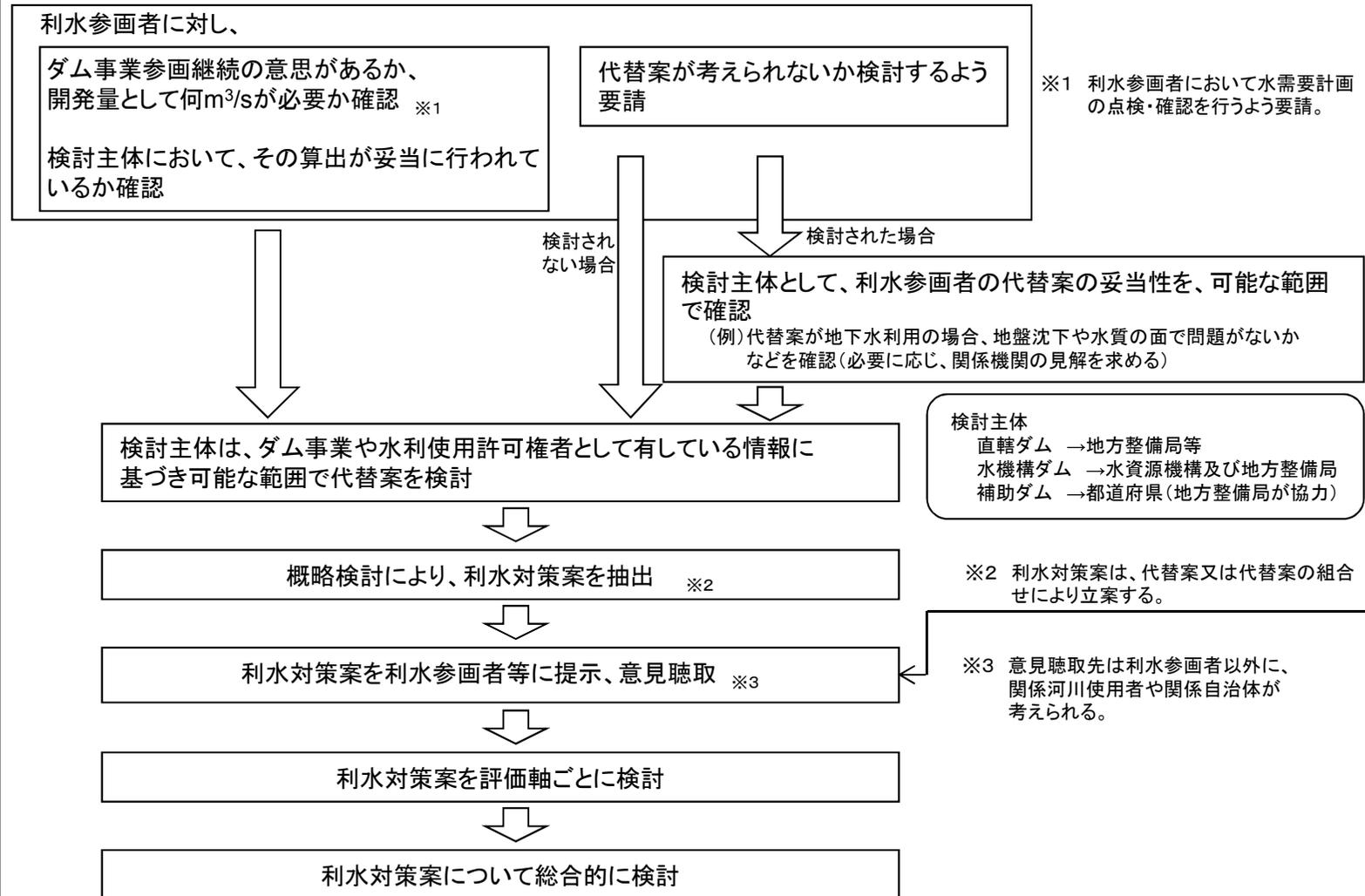
平成28年3月29日

国土交通省 関東地方整備局
独立行政法人 水資源機構

新規利水、流水の正常な機能の維持及び異常渇水時の緊急水の補給に対する対策案検討の進め方について

第12回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議「参考資料4」の抜粋

個別ダムの検証における新規利水の観点からの検討



4案に抽出した新規利水対策案に対し、左記※3のとおり、利水参画者、関係河川使用者及び関係自治体から意見をいただいた。

4案に抽出した流水の正常な機能の維持対策案に対し、左記※3のとおり、利水参画者、関係河川使用者及び関係自治体から意見をいただいた。

4案に抽出した異常渇水時の緊急水の補給対策案に対し、左記※3のとおり、利水参画者、関係河川使用者及び関係自治体から意見をいただいた。

○ 利水対策案は、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確認の上、その量を確保することを基本として立案する。

「思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について」に対する意見聴取

1 御意見を頂きたい事項

(1) 新規利水対策案

(別添5)資料参照

- ① 思川開発事業
- ② ケース1-3
地下水取水+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ+下久保ダムかさ上げ)
- ③ ケース2
他用途ダム容量の買い上げ(矢木沢ダム治水容量+藤原ダム治水容量+藺原ダム治水容量+五十里ダム治水容量)
- ④ ケース3
他用途ダム容量の買い上げ(矢木沢ダム発電容量+須田貝ダム発電容量+丸沼ダム発電容量)+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)
- ⑤ ケース4
ダム使用権等の振替(奈良俣ダム、草木ダム、四万川ダム、道平川ダム、桐生川ダム、松田川ダム、川治ダム)+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)

(2) 流水の正常な機能の維持対策案

(別添6)資料参照

- ① 思川開発事業
- ② ケース1-1
ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ+下久保ダムかさ上げ)
- ③ ケース2
他用途ダム容量の買い上げ(矢木沢ダム治水容量+藤原ダム治水容量+藺原ダム治水容量+五十里ダム治水容量)
- ④ ケース3
他用途ダム容量の買い上げ(矢木沢ダム発電容量+須田貝ダム発電容量+丸沼ダム発電容量)+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)
- ⑤ ケース4
ダム使用権等の振替(奈良俣ダム、草木ダム、四万川ダム、道平川ダム、桐生川ダム、松田川ダム、川治ダム)+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)

(3) 異常渇水時の緊急水の補給対策案

(別添7)資料参照

- ① 思川開発事業
- ② ケース1-1
ダム再開発(下久保ダムかさ上げ)
- ③ ケース2
他用途ダム容量の買い上げ(矢木沢ダム治水容量+藤原ダム治水容量+藺原ダム治水容量)
- ④ ケース3
他用途ダム容量の買い上げ(矢木沢ダム発電容量+須田貝ダム発電容量+丸沼ダム発電容量)
- ⑤ ケース4
ダム使用権等の振替(奈良俣ダム、草木ダム、四万川ダム、道平川ダム、桐生川ダム、松田川ダム)

新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案意見聴取先

◆新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、以下の思川開発事業の利水参画者、関係河川使用者(利水対策案に係る施設の管理者や関係者)及び利水対策案を構成する施設の所在地となる関係地方公共団体に対して意見聴取を行った。

利水対策案意見聴取先一覧

都県名	市町名
茨城県	
	古河市
	五霞町
栃木県	
	鹿沼市
	小山市
	足利市
	佐野市
	日光市
	宇都宮市

都県名	市町名
千葉県	
群馬県	
	中之条町
	富岡市
	高崎市
	桐生市
	藤岡市
埼玉県	
	神川町
東京都	

団体名
北千葉広域水道企業団
東京電力株式会社

新規利水対策案の意見聴取結果について

意見聴取結果(新規利水)

新規利水対策案・・・ダム

思川開発事業

- ・思川開発事業は昭和39年の予備調査開始以来、長期間にわたり水源地域の住民の多大なる協力の下に進められてきたものである。検証作業を早期に終結させ、本体工事に着手し、一刻も早い思川開発事業の完成を求める。(栃木県)
- ・思川開発事業では、地元住民らが長い年月をかけ協議をし、苦渋の決断の末に移転が完了した。しかし、ダム検証により本体工事に着工できないため、本体工事に関連する水源地域や取水導水地域の生活再建整備事業が遅れ、地域住民は不安を募らせている。地域住民の心情にも配慮いただき、早期に検証作業を完了されることを要望する。(鹿沼市)
- ・思川開発事業は、当企業団にとって利水上必要な事業であることから、十分な検証を行い、コスト縮減を図るとともに速やかにダム本体工事に着手されるよう要請する。(北千葉広域水道企業団)
- ・採用すべき案であり、早期完成を要望する。(茨城県)
- ・採用すべき案であり、早期に検証を終わらせ本体工事に着手することを要望する。(古河市)
- ・検証をすみやかに終了させ、一日もはやく事業を完了させること。徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること。(東京都)
- ・意見なし(五霞町)

※以下の利水関係者等からは意見を頂いていない。

小山市、足利市、佐野市、日光市、宇都宮市

千葉県

群馬県、中之条町、富岡市、高崎市、桐生市、藤岡市

埼玉県、神川町

東京電力株式会社

意見聴取結果(新規利水)

新規利水代替案・・・地下水取水

- ・関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱で定める保全地域や観測地域である県南地域においては地盤沈下が継続している
ので、周辺地域での地下水採取量の増大は地盤沈下が危惧される。また、本県は将来にわたり安全な水道水の安定供給
を確保する観点から、表流水を確保するため利水参画しており、地下水取水案は対策案となり得ない。(栃木県)
- ・本市は、過去に行った地下水調査の結果から、水道部門における地下水の適正利用量を定めており、ダムの利水量振り替
えのために、これを越える地下水取水を行う対策案は認められない。(鹿沼市)

※以下の利水関係者等からは意見を頂いていない。

茨城県、古河市、五霞町

小山市、足利市、佐野市、日光市、宇都宮市

千葉県

群馬県、中之条町、富岡市、高崎市、桐生市、藤岡市

埼玉県、神川町

東京都

北千葉広域水道企業団

東京電力株式会社

意見聴取結果(新規利水)

新規利水代替案・・・ダム再開発(かさ上げ)

下久保ダム

- ・下久保ダムのかさ上げにより、以下のような影響が懸念されるところであり、詳細な検討に入る際には、本市への密な連絡と、これらの影響を慎重に検討して頂きたい。
 - ・ダムを活用した地域活性化への影響
ダムや湖面を利用した様々な地域活性化策を進めているところであり、これら事業への影響が懸念される。
 - ・湖面利用者への影響
漁業協同組合やボート組合が釣りやボート遊びなどに利用しており、これら利用への影響が懸念される。
また、下久保ダムのかさ上げを実施する場合には、周辺への影響が大きいことから、ハッ場ダムと同等な周辺整備を実施して頂きたい。
さらに、下久保ダムの下流周辺の譲原地区は、地すべり防止区域に指定されていることから、この地域の安全対策も十分に検証していただきたい。(藤岡市)
- ・下久保ダムは完成から約50年経過していることから、老朽化の進む既設ダムの安全性評価、施工方法、施工期間中の貯水運用計画とダムの安定性等、改修工事に伴う課題について詳細な検討が必要であると考えます。
また、下久保ダム左岸(藤岡市譲原地先)の南向き斜面は地すべり地形となっており、直轄地すべり対策事業が継続中であることから、地下水位の変動や貯水量の増加などの周辺環境に影響を及ぼすダムの嵩上げ工事は、甚大な災害を引き起こすことが懸念されます。
下久保ダム周辺は、ダム周辺には神流湖を見下ろす冬桜が有名な城峰公園や国指定天然記念物の三波石峡があり、観光拠点であることからダム嵩上げ工事による自然環境や地域社会に与える様々な影響の調査とその対策についても検討するよう要望します。
その他、町内において「工事実施にあたっては現状と同様に大型バス(観光バス)の通行を確保してもらいたい」、「現状でも右岸側(神川町矢納地先)は浸水の可能性があるのに、ダムの嵩上げにより今以上に水位が上がるのは心配だ」、「嵩上げ工事よりもダムの堆積土砂を除去した方が、効果があると思う」など様々な意見もあることから、計画の推移や事業の推進に際しては、関係自治体や周辺住民への情報提供と協議をお願いします。(神川町)
- ・下久保ダムかさ上げによる水圧増加により、設計水圧を調査するため発電施設の改造が必要となり、多大な費用が必要となるため、認められない。
下久保ダム流域の冬期降雪量は少ないため、雪解け水でダム貯水位が上がることは期待できない。利水容量を増量した場合において、夏期需要の前に必要な貯水量を確保できるか疑問がある。(群馬県)
- ・下久保ダムかさ上げ案には、施工方法や工事中のダム運用等の具体的な記載がなく、既存の利水者の取水や費用負担等への影響が不明確であるため、具体的な検討に際しては、既存の利水者に影響がないよう計画するとともに、計画が具体化された場合には、関係者との協議・調整を十分に行うこと。(東京都)

※以下の利水関係者等からは意見を頂いていない。

茨城県、古河市、五霞町、栃木県、鹿沼市、小山市、足利市、佐野市、日光市、宇都宮市、千葉県、中之条町、富岡市、高崎市、桐生市、埼玉県、北千葉広域水道企業団、東京電力株式会社

意見聴取結果(新規利水)

新規利水代替案・・・ダム再開発(かさ上げ)

湯西川ダム

- ・○湯西川ダムのかさ上げ
湯西川ダムは、平成16年10月には下流利水者の水需要減により、ダム高を130mから119mに変更した経緯があり、再度の変更となる。
平成24年度に完成したばかりのダムであり、観光事業が軌道に乗りつつあるなど、地元住民の生活再建を進めている中で、地元住民の生活に負担を強いるかさ上げについて、受け入れることは困難である。
- 導水施設による思川流域への導水
平成12年に大谷川からの取水を取りやめた経緯があり、新たな地元調整が必要となる案は受け入れられない。(日光市)
- ・湯西川ダムは完成したばかりであり、新たな地元調整が必要となる案は受け入れられない。(栃木県)
- ・湯西川ダムかさ上げに伴う、当該事業による建設、維持管理に係る新たな負担金は認められない。
また、水利権に基づく取水への影響についても認められない。(宇都宮市)

※以下の利水関係者等からは意見を頂いていない。

茨城県、古河市、五霞町

鹿沼市、小山市、足利市、佐野市

千葉県

群馬県、中之条町、富岡市、高崎市、桐生市、藤岡市

埼玉県、神川町

東京都

北千葉広域水道企業団

東京電力株式会社

意見聴取結果(新規利水)

新規利水代替案・・・他用途ダム容量の買い上げ(治水容量)

矢木沢ダム、藤原ダム、菌原ダム、五十里ダム

- ・奥利根流域に設置されている矢木沢ダム、菌原ダム、藤原ダムの洪水調節効果は、ダム下流域全川に及んでいる。現状の利根川では、治水安全度が不足しており、その向上に努めている中、代替措置なく、既設の治水容量を減らして利水容量に振り替えることは容認できない。(群馬県)
- ・治水容量の買い上げ案については、治水安全度の低下を招くことのないよう、治水への影響も併せて検討する必要がある。(埼玉県)
- ・災害リスクが高まっている状況において、現在の治水安全度が低下する案は、受け入れられない。(栃木県)
- ・治水安全度の低下につながることから、容認できない。(日光市)
- ・抽出されている代替案の中に、『他用途ダム容量(治水容量)買い上げ』とあるが、治水上必要な機能を確保することも重要であるとする。治水計画との整合を確実に図ったうえで、詳細検討を進めていただきたい。(東京都)

※以下の利水関係者等からは意見を頂いていない。

茨城県、古河市、五霞町

鹿沼市、小山市、足利市、佐野市、宇都宮市

千葉県

中之条町、富岡市、高崎市、桐生市、藤岡市

神川町

北千葉広域水道企業団

東京電力株式会社

意見聴取結果(新規利水)

新規利水代替案・・・他用途ダム容量の買い上げ(発電容量)

矢木沢ダム、須田貝ダム、丸沼ダム

・対策案④に示す「他用途ダム容量の買い上げ」(矢木沢ダム発電容量、須田貝ダム発電容量、丸沼ダム発電容量)は、当社事業運営のほか、社会的影響が大きく、以下の理由より、当社は標記対策案とすることに応じかねます。

[理由]

- ・水力発電は、純国産の再生可能エネルギーであり、電力のベースロード電源の役割を果たしている。また、環境面においてもCO₂を発生しないクリーンエネルギーとして重要性が非常に高い。
- ・「水力発電容量の買い上げ」を対策案とした場合、電力安定供給のため、減少電力に対しては、火力発電の新増設による代替電源を確保する必要があり、CO₂排出量の増加が懸念される。
- ・国のエネルギー政策では、2030年度のエネルギーミックス達成に向けて、2016年度からのエネルギー供給構造高度化法の新基準について、非化石電源の発電電力量比率目標を原則44%以上とすることを検討しており、化石燃料に依存しない電力の確保が求められている。
- ・以上より「水力発電容量の買い上げ」を標記事業の対策案とすることは、「電力安定供給」、「環境対策」、「エネルギー政策」など、当社事業運営のほか、広く社会に与える影響が大きく、選択肢として適切ではないものと思料される。(東京電力株式会社)

※以下の利水関係者等からは意見を頂いていない。

茨城県、古河市、五霞町

栃木県、鹿沼市、小山市、足利市、佐野市、日光市、宇都宮市

千葉県

群馬県、中之条町、富岡市、高崎市、桐生市、藤岡市

埼玉県、神川町

東京都

北千葉広域水道企業団

意見聴取結果(新規利水)

新規利水代替案・・・ダム使用权等の振替

奈良俣ダム、草木ダム、松田川ダム、
桐生川ダム、四万川ダム、道平川ダム、
川治ダム

- ・新田山田水道は、奈良俣ダムに0.35m³/sの使用权を持っており、このうち、0.194m³/sが暫定水利権として許可されているが、残りの0.156m³/sは未許可となっている。この未許可分は、受水市町村との協定に基づき必要とされている権利であることから、振り替えは認められない。(群馬県)
- ・ダム使用权の振替については、本県が参画している奈良俣ダム・草木ダムについて、本県のダム使用权からの振替はできないものと考えている。(埼玉県)
- ・地下水の水質汚染により、必要な水量や水質が確保できなかった場合に備え、ダム使用权については、当面現状のまま保持していく考えであります。(足利市)
- ・危機管理上、耐震化等を優先して施設整備をしているが、今後、ダム使用权による取水を計画しているので、現状のまま保持していく。(佐野市)
- ・本市では、現在桐生川ダムの貯留権(0.4m³/s)を使用する新規浄水場の建設に着手しているため使用权の振替は考えておりません。(桐生市)
- ・ダム開発による水道用水は、町が必要として確保したものであります。
現在使用するために許可申請中であり、使用权の振替には応じられません。(中之条町)
- ・必要な水道水源として確保したものであり、振替はできません。(高崎市)
- ・ダム使用权は、将来推計により設定した数値であり、市民の財産として将来も必要なものなので、ダム使用权の振替は考えられない。(富岡市)
- ・川治ダムの使用权は、将来の産業振興や、工業用水供給などのために必要であり、振り替えることはできない。
松田川ダムの施設管理者としては、使用权者の判断に委ねる。(栃木県)

※以下の利水関係者等からは意見を頂いていない。

茨城県、古河市、五霞町

鹿沼市、小山市、日光市、宇都宮市

千葉県

藤岡市

神川町

東京都

北千葉広域水道企業団

東京電力株式会社

意見聴取結果(新規利水)

対策案全般に対する意見

- ・いずれの案も、具体的な費用や完成時期が示されておらず、実現性に乏しい案である。コスト面、時間面からも、思川開発事業以外の案は考えられない。(茨城県)
- ・示された対策案は、ダム案と比較して、大幅なコストの増加が見込まれるとともに、新たなる関係者との調整などにより、完成まで相当な期間を要することが明らかであり、ダム案以外の案は受け入れられない。(栃木県)
- ・②～⑤: 思川開発事業の代替とするならば、完成までの期間及び財源措置を含めた利水参画者の実負担額は、現計画における条件の範囲内であることが前提となるが、工期・コスト等の点で課題は多いものと考えられる。(北千葉)
- ・いずれの対策案も①に比べてコストの増大が見込まれるものや、新たな地元調整、関係者との合意形成に相当な時間を要すると思われるものであることから、適当ではないと考える。(鹿沼市)
- ・②～⑤コスト面及び時間面からも、実現性に乏しいと思われる。(古河市)
- ・対策案の検討に際しては、事業の効果や実現性等について、十分配慮するとともに、利根川・江戸川河川整備計画や、既存施設の利水参画者に影響を及ぼすことのないよう、慎重に評価するようお願いしたい。(千葉県)
- ・②については、コストが示されているので、①の方が②より良いと判断します。③④⑤については、コストが示されていないので判断できかねますが、今後、安全度・コスト・実現性等を検討し、検証を進めていただきたい。(小山市)
- ・いずれの対策案についても、概算事業費(②を除く)、利水負担及び工期が示されておらず、いずれが最適か検討することは困難である。
今後、各対策案の比較検討に当たっては、概算事業費、利水負担及び工期等について示すことが必要と考える。(埼玉県)

※以下の利水関係者等からは意見を頂いていない。

五霞町

足利市、佐野市、日光市、宇都宮市

群馬県、中之条町、富岡市、高崎市、桐生市、藤岡市

神川町

東京都

東京電力株式会社

流水の正常な機能の維持対策案の意見聴取結果について

意見聴取結果(流水の正常な機能の維持)

流水の正常な機能の維持対策案・・・ダム

思川開発事業

- ・思川開発事業は昭和39年の予備調査開始以来、長期間にわたり水源地域の住民の多大なる協力の下に進められてきたものである。検証作業を早期に終結させ、本体工事に着手し、一刻も早い思川開発事業の完成を求める。(栃木県)
- ・思川開発事業では、地元住民らが長い年月をかけ協議をし、苦渋の決断の末に移転が完了した。しかし、ダム検証により本体工事に着工できないため、本体工事に関連する水源地域や取水導水地域の生活再建整備事業が遅れ、地域住民は不安を募らせている。地域住民の心情にも配慮いただき、早期に検証作業を完了されることを要望する。(鹿沼市)
- ・採用すべき案であり、早期完成を要望する。(茨城県)
- ・採用すべき案であり、早期に検証を終わらせ本体工事に着手することを要望する。(古河市)
- ・検証をすみやかに終了させ、一日もはやく事業を完了させること。徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること。(東京都)
- ・意見なし(五霞町)

※以下の利水関係者等からは意見を頂いていない。

小山市、足利市、佐野市、日光市、宇都宮市

千葉県

群馬県、中之条町、富岡市、高崎市、桐生市、藤岡市

埼玉県、神川町

北千葉広域水道企業団

東京電力株式会社

意見聴取結果(流水の正常な機能の維持)

流水の正常な機能の維持代替案・・・ダム再開発(かさ上げ)

下久保ダム

- ・下久保ダムのかさ上げにより、以下のような影響が懸念されるところであり、詳細な検討に入る際には、当市への密な連絡と、これらの影響を慎重に検討して頂きたい。
 - ・ダムを活用した地域活性化への影響
ダムや湖面を利用した様々な地域活性化策を進めているところであり、これら事業への影響が懸念される。
 - ・湖面利用者への影響
漁業協同組合やボート組合が釣りやボート遊びなどに利用しており、これら利用への影響が懸念される。また、下久保ダムのかさ上げを実施する場合には、周辺への影響が大きいことから、ハツ場ダムと同等な周辺整備を実施して頂きたい。
さらに、下久保ダムの下流周辺の譲原地区は、地すべり防止区域に指定されていることから、この地域の安全対策も十分に検証していただきたい。(藤岡市)
- ・下久保ダムは完成から約50年経過していることから、老朽化の進む既設ダムの安全性評価、施工方法、施工期間中の貯水運用計画とダムの安定性等、改修工事に伴う課題について詳細な検討が必要であると考えます。
また、下久保ダム左岸(藤岡市譲原地先)の南向き斜面は地すべり地形となっており、直轄地すべり対策事業が継続中であることから、地下水位の変動や貯水量の増加などの周辺環境に影響を及ぼすダムの嵩上げ工事は、甚大な災害を引き起こすことが懸念されます。
下久保ダム周辺は、ダム周辺には神流湖を見下ろす冬桜が有名な城峰公園や国指定天然記念物の三波石峡があり、観光拠点であることからダム嵩上げ工事による自然環境や地域社会に与える様々な影響の調査とその対策についても検討するよう要望します。
その他、町内において「工事実施にあたっては現状と同様に大型バス(観光バス)の通行を確保してもらいたい」、「現状でも右岸側(神川町矢納地先)は浸水の可能性があるのに、ダムの嵩上げにより今以上に水位が上がるのは心配だ」、「嵩上げ工事よりもダムの堆積土砂を除去した方が、効果があると思う」など様々な意見もあることから、計画の推移や事業の推進に際しては、関係自治体や周辺住民への情報提供と協議をお願いします。(神川町)
- ・下久保ダムかさ上げによる水圧増加により、設計水圧を調査するため発電施設の改造が必要となり、多大な費用が必要となるため、認められない。
下久保ダム流域の冬期降雪量は少ないため、雪解け水でダム貯水位が上がることは期待できない。利水容量を増量した場合において、夏期需要の前に必要な貯水量を確保できるか疑問がある。(群馬県)
- ・下久保ダムかさ上げ案には、施工方法や工事中のダム運用等の具体的な記載がなく、既存の利水者の取水や費用負担等への影響が不明確であるため、具体的な検討に際しては、既存の利水者に影響がないよう計画するとともに、計画が具体化された場合には、関係者との協議・調整を十分に行うこと。(東京都)

※以下の利水関係者等からは意見を頂いていない。

茨城県、古河市、五霞町、栃木県、鹿沼市、小山市、足利市、佐野市、日光市、宇都宮市、千葉県、中之条町、富岡市、高崎市、桐生市、埼玉県、北千葉広域水道企業団、東京電力株式会社

意見聴取結果(流水の正常な機能の維持)

流水の正常な機能の維持代替案・・・ダム再開発(かさ上げ)

湯西川ダム

- ・○湯西ダムのかさ上げ
湯西川ダムは、平成16年10月には下流利水者の水需要減により、ダム高を130mから119mに変更した経緯があり、再度の変更となる。
平成24年度に完成したばかりのダムであり、観光事業が軌道に乗りつつあるなど、地元住民の生活再建を進めている中で、地元住民の生活に負担を強いるかさ上げについては、受け入れることは困難である。
- 導水施設による思川流域への導水
平成12年に大谷川からの取水を取りやめた経緯があり、新たな地元調整が必要となる案は受け入れられない。(日光市)
- ・湯西川ダムは完成したばかりであり、新たな地元調整が必要となる案は受け入れられない。(栃木県)
- ・湯西川ダムかさ上げに伴う、当該事業による建設、維持管理に係る新たな負担金は認められない。
また、水利権に基づく取水への影響についても認められない。(宇都宮市)

※以下の利水関係者等からは意見を頂いていない。

茨城県、古河市、五霞町

鹿沼市、小山市、足利市、佐野市

千葉県

群馬県、中之条町、富岡市、高崎市、桐生市、藤岡市

埼玉県、神川町

東京都

北千葉広域水道企業団

東京電力株式会社

意見聴取結果(流水の正常な機能の維持)

流水の正常な機能の維持代替案・・・他用途ダム容量の買い上げ(治水容量)

矢木沢ダム、藤原ダム、
藪原ダム

- ・奥利根流域に設置されている矢木沢ダム、藪原ダム、藤原ダムの洪水調節効果は、ダム下流域全川に及んでいる。現状の利根川では、治水安全度が不足しており、その向上に努めている中、代替措置なく、既設の治水容量を減らして利水容量に振り替えることは容認できない。(群馬県)
- ・治水容量の買い上げ案については、治水安全度の低下を招くことのないよう、治水への影響も併せて検討する必要がある。(埼玉県)
- ・災害リスクが高まっている状況において、現在の治水安全度が低下する案は、受け入れられない。(栃木県)
- ・治水安全度の低下につながることから、容認できない。(日光市)
- ・抽出されている代替案の中に、『他用途ダム容量(治水容量)買い上げ』とあるが、治水上必要な機能を確保することも重要であるとする。治水計画との整合を確実に図ったうえで、詳細検討を進めていただきたい。(東京都)

※以下の利水関係者等からは意見を頂いていない。

茨城県、古河市、五霞町

鹿沼市、小山市、足利市、佐野市、宇都宮市

千葉県

中之条町、富岡市、高崎市、桐生市、藤岡市

神川町

北千葉広域水道企業団

東京電力株式会社

意見聴取結果(流水の正常な機能の維持)

流水の正常な機能の維持代替案・・・他用途ダム容量の買い上げ(発電容量)

矢木沢ダム、須田貝ダム、丸沼ダム

・対策案④に示す「他用途ダム容量の買い上げ」(矢木沢ダム発電容量、須田貝ダム発電容量、丸沼ダム発電容量)は、当社事業運営のほか、社会的影響が大きく、以下の理由より、当社は標記対策案とすることに応じかねます。

[理由]

- ・水力発電は、純国産の再生可能エネルギーであり、電力のベースロード電源の役割を果たしている。また、環境面においてもCO₂を発生しないクリーンエネルギーとして重要性が非常に高い。
- ・「水力発電容量の買い上げ」を対策案とした場合、電力安定供給のため、減少電力に対しては、火力発電の新増設による代替電源を確保する必要があり、CO₂排出量の増加が懸念される。
- ・国のエネルギー政策では、2030年度のエネルギーミックス達成に向けて、2016年度からのエネルギー供給構造高度化法の新基準について、非化石電源の発電電力量比率目標を原則44%以上とすることを検討しており、化石燃料に依存しない電力の確保が求められている。
- ・以上より「水力発電容量の買い上げ」を標記事業の対策案とすることは、「電力安定供給」、「環境対策」、「エネルギー政策」など、当社事業運営のほか、広く社会に与える影響が大きく、選択肢として適切ではないものと思料される。(東京電力株式会社)

※以下の利害関係者等からは意見を頂いていない。

茨城県、古河市、五霞町

栃木県、鹿沼市、小山市、足利市、佐野市、日光市、宇都宮市

千葉県

群馬県、中之条町、富岡市、高崎市、桐生市、藤岡市

埼玉県、神川町

東京都

北千葉広域水道企業団

意見聴取結果(流水の正常な機能の維持)

流水の正常な機能の維持代替案・・・ダム使用权等の振替

奈良俣ダム、草木ダム、松田川ダム、
桐生川ダム、四万川ダム、道平川ダム、
川治ダム

- ・新田山田水道は、奈良俣ダムに0.35m³/sの使用权を持っており、このうち、0.194m³/sが暫定水利権として許可されているが、残りの0.156m³/sは未許可となっている。この未許可分は、受水市町村との協定に基づき必要とされている権利であることから、振り替えは認められない。(群馬県)
- ・ダム使用权の振替については、本県が参画している奈良俣ダム・草木ダムについて、本県のダム使用权からの振替はできないものと考えている。(埼玉県)
- ・地下水の水質汚染により、必要な水量や水質が確保できなかった場合に備え、ダム使用权については、当面現状のまま保持していく考えであります。(足利市)
- ・危機管理上、耐震化等を優先して施設整備をしているが、今後、ダム使用权による取水を計画しているので、現状のまま保持していく。(佐野市)
- ・本市では、現在桐生川ダムの貯留権(0.4m³/s)を使用する新規浄水場の建設に着手しているため使用权の振替は考えておりません。(桐生市)
- ・ダム開発による水道用水は、町が必要として確保したものであります。
現在使用するために許可申請中であり、使用权の振替には応じられません。(中之条町)
- ・必要な水道水源として確保したものであり、振替はできません。(高崎市)
- ・ダム使用权は、将来推計により設定した数値であり、市民の財産として将来も必要なものなので、ダム使用权の振替は考えられない。(富岡市)
- ・川治ダムの使用权は、将来の産業振興や、工業用水供給などのために必要であり、振り替えることはできない。
松田川ダムの施設管理者としては、使用权者の判断に委ねる。(栃木県)

※以下の利害関係者等からは意見を頂いていない。

茨城県、古河市、五霞町

鹿沼市、小山市、日光市、宇都宮市

千葉県

藤岡市

神川町

東京都

北千葉広域水道企業団

東京電力株式会社

意見聴取結果(流水の正常な機能の維持)

対策案全般に対する意見

- ・いずれの案も、具体的な費用や完成時期が示されておらず、実現性に乏しい案である。コスト面、時間面からも、思川開発事業以外の案は考えられない。(茨城県)
- ・示された対策案は、ダム案と比較して、大幅なコストの増加が見込まれるとともに、新たなる関係者との調整などにより、完成まで相当な期間を要することが明らかであり、ダム案以外の案は受け入れられない。(栃木県)
- ・いずれの対策案も①に比べてコストの増大が見込まれるものや、新たな地元調整、関係者との合意形成に相当な時間を要すると思われるものであることから、適当ではないと考える。(鹿沼市)
- ・②～⑤コスト面及び時間面からも、実現性に乏しいと思われる。(古河市)
- ・対策案の検討に際しては、事業の効果や実現性等について、十分配慮するとともに、利根川・江戸川河川整備計画や、既存施設の利水参画者に影響を及ぼすことのないよう、慎重に評価するようお願いしたい。(千葉県)
- ・いずれの対策案についても、概算事業費(②を除く)、利水負担及び工期が示されておらず、いずれが最適か検討することは困難である。
今後、各対策案の比較検討に当たっては、概算事業費、利水負担及び工期等について示すことが必要と考える。(埼玉県)

※以下の利水関係者等からは意見を頂いていない。

五霞町

小山市、足利市、佐野市、日光市、宇都宮市

群馬県、中之条町、富岡市、高崎市、桐生市、藤岡市

神川町

東京都

北千葉広域水道企業団

東京電力株式会社

異常渇水時の緊急水の補給対策案の意見聴取結果について

意見聴取結果(異常渇水時の緊急水の補給)

異常渇水時の緊急水の補給対策案…ダム

思川開発事業

- ・思川開発事業は昭和39年の予備調査開始以来、長期間にわたり水源地域の住民の多大なる協力の下に進められてきたものである。検証作業を早期に終結させ、本体工事に着手し、一刻も早い思川開発事業の完成を求める。(栃木県)
- ・思川開発事業では、地元住民らが長い年月をかけ協議をし、苦渋の決断の末に移転が完了した。しかし、ダム検証により本体工事に着工できないため、本体工事に関連する水源地域や取水導水地域の生活再建整備事業が遅れ、地域住民は不安を募らせている。地域住民の心情にも配慮いただき、早期に検証作業を完了されることを要望する。(鹿沼市)
- ・採用すべき案であり、早期完成を要望する。(茨城県)
- ・採用すべき案であり、早期に検証を終わらせ本体工事に着手することを要望する。(古河市)
- ・検証をすみやかに終了させ、一日もはやく事業を完了させること。徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること。(東京都)
- ・意見なし(五霞町)

※以下の利水関係者等からは意見を頂いていない。

小山市、足利市、佐野市、日光市、宇都宮市

千葉県

群馬県、中之条町、富岡市、高崎市、桐生市、藤岡市

埼玉県、神川町

北千葉広域水道企業団

東京電力株式会社

意見聴取結果(異常渇水時の緊急水の補給)

異常渇水時の緊急水の補給代替案・・・ダム再開発(かさ上げ)

下久保ダム

- ・下久保ダムのかさ上げにより、以下のような影響が懸念されるところであり、詳細な検討に入る際には、当市への密な連絡と、これらの影響を慎重に検討して頂きたい。
 - ・ダムを活用した地域活性化への影響
ダムや湖面を利用した様々な地域活性化策を進めているところであり、これら事業への影響が懸念される。
 - ・湖面利用者への影響
漁業協同組合やボート組合が釣りやボート遊びなどに利用しており、これら利用への影響が懸念される。また、下久保ダムのかさ上げを実施する場合には、周辺への影響が大きいことから、ハツ場ダムと同等な周辺整備を実施して頂きたい。
さらに、下久保ダムの下流周辺の譲原地区は、地すべり防止区域に指定されていることから、この地域の安全対策も十分に検証していただきたい。(藤岡市)
- ・下久保ダムは完成から約50年経過していることから、老朽化の進む既設ダムの安全性評価、施工方法、施工期間中の貯水運用計画とダムの安定性等、改修工事に伴う課題について詳細な検討が必要であると考えます。
また、下久保ダム左岸(藤岡市譲原地先)の南向き斜面は地すべり地形となっており、直轄地すべり対策事業が継続中であることから、地下水位の変動や貯水量の増加などの周辺環境に影響を及ぼすダムの嵩上げ工事は、甚大な災害を引き起こすことが懸念されます。
下久保ダム周辺は、ダム周辺には神流湖を見下ろす冬桜が有名な城峰公園や国指定天然記念物の三波石峡があり、観光拠点であることからダム嵩上げ工事による自然環境や地域社会に与える様々な影響の調査とその対策についても検討するよう要望します。
その他、町内において「工事実施にあたっては現状と同様に大型バス(観光バス)の通行を確保してもらいたい」、「現状でも右岸側(神川町矢納地先)は浸水の可能性があるのに、ダムの嵩上げにより今以上に水位が上がるのは心配だ」、「嵩上げ工事よりもダムの堆積土砂を除去した方が、効果があると思う」など様々な意見もあることから、計画の推移や事業の推進に際しては、関係自治体や周辺住民への情報提供と協議をお願いします。(神川町)
- ・下久保ダムかさ上げによる水圧増加により、設計水圧を調査するため発電施設の改造が必要となり、多大な費用が必要となるため、認められない。
下久保ダム流域の冬期降雪量は少ないため、雪解け水でダム貯水位が上がることは期待できない。利水容量を増量した場合において、夏期需要の前に必要な貯水量を確保できるか疑問がある。(群馬県)
- ・下久保ダムかさ上げ案には、施工方法や工事中のダム運用等の具体的な記載がなく、既存の利水者の取水や費用負担等への影響が不明確であるため、具体的な検討に際しては、既存の利水者に影響がないよう計画するとともに、計画が具体化された場合には、関係者との協議・調整を十分に行うこと。(東京都)

※以下の利水関係者等からは意見を頂いていない。

茨城県、古河市、五霞町、栃木県、鹿沼市、小山市、足利市、佐野市、日光市、宇都宮市、千葉県、中之条町、富岡市、高崎市、桐生市、埼玉県、北千葉広域水道企業団、東京電力株式会社

意見聴取結果(異常渇水時の緊急水の補給)

異常渇水時の緊急水の補給代替案・・・他用途ダム容量の買い上げ(治水容量)

矢木沢ダム、藤原ダム、
藪原ダム

- ・奥利根流域に設置されている矢木沢ダム、藪原ダム、藤原ダムの洪水調節効果は、ダム下流域全川に及んでいる。現状の利根川では、治水安全度が不足しており、その向上に努めている中、代替措置なく、既設の治水容量を減らして利水容量に振り替えることは容認できない。(群馬県)
- ・治水容量の買い上げ案については、治水安全度の低下を招くことのないよう、治水への影響も併せて検討する必要がある。(埼玉県)
- ・災害リスクが高まっている状況において、現在の治水安全度が低下する案は、受け入れられない。(栃木県)
- ・特になし(日光市)
- ・抽出されている代替案の中に、『他用途ダム容量(治水容量)買い上げ』とあるが、治水上必要な機能を確保することも重要であるとする。治水計画との整合を確実に図ったうえで、詳細検討を進めていただきたい。(東京都)

※以下の利水関係者等からは意見を頂いていない。

茨城県、古河市、五霞町

鹿沼市、小山市、足利市、佐野市、宇都宮市

千葉県

中之条町、富岡市、高崎市、桐生市、藤岡市

神川町

北千葉広域水道企業団

東京電力株式会社

意見聴取結果(異常渇水時の緊急水の補給)

異常渇水時の緊急水の補給代替案・・・他用途ダム容量の買い上げ(発電容量)

矢木沢ダム、須田貝ダム、丸沼ダム

・対策案④に示す「他用途ダム容量の買い上げ」(矢木沢ダム発電容量、須田貝ダム発電容量、丸沼ダム発電容量)は、当社事業運営のほか、社会的影響が大きく、以下の理由より、当社は標記対策案とすることに応じかねます。

[理由]

- ・水力発電は、純国産の再生可能エネルギーであり、電力のベースロード電源の役割を果たしている。また、環境面においてもCO₂を発生しないクリーンエネルギーとして重要性が非常に高い。
- ・「水力発電容量の買い上げ」を対策案とした場合、電力安定供給のため、減少電力に対しては、火力発電の新增設による代替電源を確保する必要があり、CO₂排出量の増加が懸念される。
- ・国のエネルギー政策では、2030年度のエネルギーミックス達成に向けて、2016年度からのエネルギー供給構造高度化法の新基準について、非化石電源の発電電力量比率目標を原則44%以上とすることを検討しており、化石燃料に依存しない電力の確保が求められている。
- ・以上より「水力発電容量の買い上げ」を標記事業の対策案とすることは、「電力安定供給」、「環境対策」、「エネルギー政策」など、当社事業運営のほか、広く社会に与える影響が大きく、選択肢として適切ではないものと思料される。(東京電力株式会社)

※以下の利水関係者等からは意見を頂いていない。

茨城県、古河市、五霞町

栃木県、鹿沼市、小山市、足利市、佐野市、日光市、宇都宮市

千葉県

群馬県、中之条町、富岡市、高崎市、桐生市、藤岡市

埼玉県、神川町

東京都

北千葉広域水道企業団

意見聴取結果(異常渇水時の緊急水の補給)

異常渇水時の緊急水の補給代替案・・・ダム使用权等の振替

奈良俣ダム、草木ダム、松田川ダム、
桐生川ダム、四万川ダム、道平川ダム

- ・新田山田水道は、奈良俣ダムに0.35m³/sの使用权を持っており、このうち、0.194m³/sが暫定水利権として許可されているが、残りの0.156m³/sは未許可となっている。この未許可分は、受水市町村との協定に基づき必要とされている権利であることから、振り替えは認められない。(群馬県)
- ・ダム使用权の振替については、本県が参画している奈良俣ダム・草木ダムについて、本県のダム使用权からの振替はできないものと考えている。(埼玉県)
- ・地下水の水質汚染により、必要な水量や水質が確保できなかった場合に備え、ダム使用权については、当面現状のまま保持していく考えであります。(足利市)
- ・危機管理上、耐震化等を優先して施設整備をしているが、今後、ダム使用权による取水を計画しているため、現状のまま保持していく。(佐野市)
- ・本市では、現在桐生川ダムの貯留権(0.4m³/s)を使用する新規浄水場の建設に着手しているため使用权の振替は考えておりません。(桐生市)
- ・ダム開発による水道用水は、町が必要として確保したものであります。
現在使用するために許可申請中であり、使用权の振替には応じられません。(中之条町)
- ・必要な水道水源として確保したものであり、振替はできません。(高崎市)
- ・ダム使用权は、将来推計により設定した数値であり、市民の財産として将来も必要なものなので、ダム使用权の振替は考えられない。(富岡市)
- ・松田川ダムの施設管理者としては、使用权者の判断に委ねる。(栃木県)

※以下の利害関係者等からは意見を頂いていない。

茨城県、古河市、五霞町
鹿沼市、小山市、日光市、宇都宮市
千葉県
藤岡市
神川町
東京都
北千葉広域水道企業団
東京電力株式会社

意見聴取結果(異常渇水時の緊急水の補給)

対策案全般に対する意見

- ・いずれの案も、具体的な費用や完成時期が示されておらず、実現性に乏しい案である。コスト面、時間面からも、思川開発事業以外の案は考えられない。(茨城県)
- ・示された対策案は、ダム案と比較して、大幅なコストの増加が見込まれるとともに、新たなる関係者との調整などにより、完成まで相当な期間を要することが明らかであり、ダム案以外の案は受け入れられない。(栃木県)
- ・いずれの対策案も①に比べてコストの増大が見込まれるものや、新たな地元調整、関係者との合意形成に相当な時間を要すると思われるものであることから、適当ではないと考える。(鹿沼市)
- ・②～⑤コスト面及び時間面からも、実現性に乏しいと思われる。(古河市)
- ・対策案の検討に際しては、事業の効果や実現性等について、十分配慮するとともに、利根川・江戸川河川整備計画や、既存施設の利水参画者に影響を及ぼすことのないよう、慎重に評価するようお願いしたい。(千葉県)
- ・いずれの対策案についても、概算事業費(②を除く)、利水負担及び工期が示されておらず、いずれが最適か検討することは困難である。
今後、各対策案の比較検討に当たっては、概算事業費、利水負担及び工期等について示すことが必要と考える。(埼玉県)

※以下の利水関係者等からは意見を頂いていない。

五霞町

小山市、足利市、佐野市、日光市、宇都宮市

群馬県、中之条町、富岡市、高崎市、桐生市、藤岡市

神川町

東京都

北千葉広域水道企業団

東京電力株式会社